

# 固定資産税納税管理人申告書兼承認申請書

(1. 新規 2. 変更 3. 解消)

令和 年 月 日

始良市長 殿

届出人 住 所  
氏 名  
電話番号

始良市にある固定資産に対し納税に関する一切の事項を処理させるため、地方税法第 355 条及び始良市税条例第 64 条の規定により、納税管理人を選定（変更）しましたので申告します。

なお、納税管理人の選定（変更）については、当事者の同意を得ておりますので、この申告書による当事者間の問題が発生しても市には一切関係ありませんので申し添えます。

納税義務者	住 所	都道府県	市 郡
	ふりがな 氏 名	電話	

納税管理人	住 所	都道府県	市 郡
	ふりがな 氏 名	電話	

## ■ 始良市税条例抜粋

(固定資産税の納税管理人)

第 64 条 固定資産税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、市の区域内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から 10 日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から 10 日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から 10 日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る固定資産税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から 10 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

届出人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
納税義務者 CD		納税管理人 CD	
処 理 日	令和 年 月 日	確 認 日	令和 年 月 日
処 理 者		確 認 者	